

結核発生届及び入退院届の遅延理由書について

1 要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく医師及び病院管理者が行う届出については、依然として法定期限を超えて提出されている事例が見受けられている。

この改善策について、「結核発生届及び入退院届の遅延理由書」を作成し、遅延の再発防止を図ることとした。

2 経緯

令和元年度公衆衛生関係行政事務指導監査（7 月 24 日～26 日）において、「法に基づく届出及び届出期限の遵守について、医師及び病院管理者に対し、更に徹底した指導を行っていただきたい。」との指導があった。

3 現状

平成 30 年の愛知県保健所への法定期限内の届出率は、結核発生届（法定期限：診断当日）が 86.8%、入退院届（法定期限：7 日以内）が 81.2%だった。また、法定期限を超え、届け出までに 30 日以上かかった事例は、結核発生届が 3 件（0.4%）、入退院届が 29 件（2.9%）あった。（表 1）

結核発生届の 30 日超えの理由としては、「生物学的製剤を使用するために、潜在性結核感染症治療を実施したが、それにも届け出が必要だとは思わなかった。」や「呼吸器内科以外での診断だったため、届け出の認識がなかった。」などが挙げられた。

表 1 結核発生届と入退院届の届出状況

(法定期限)	H30	H28	H26	(法定期限)	H30	H28	H26
結核発生届 (診断日)	86.8%	80.7%	74.7%	入退院届 (7 日以内)	81.2%	84.7%	84.8%
30 日超え	3 件 (0.4%)	11 件 (1.2%)	7 件 (0.8%)	30 日超え	29 件 (2.9%)	33 件 (3.0%)	14 件 (1.6%)

4 改善策

引き続き、遅延のあった医療機関に対し、法定期限内の届け出を勧奨していくとともに、“30 日以上”の届出遅延のあった医療機関に対しては、遅延理由書の提出を求め、再発防止策を強化する。

案

結核発生届遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項に準用する場合を含む。)の規定により、診断後直ちに保健所長宛てに届け出をしなければならないところ遅延いたしました。下記のとおり遅延理由、改善策について報告いたします。

記

患者氏名 _____

遅延理由

[]

改善策

[]

年 月 日

従事する病院・診療所の名称 _____

医師の氏名 _____

④

(署名又は記名押印のこと)

愛知県〇〇保健所長 殿